

神戸スタートアップエコシステム成長戦略構築支援業務 プロポーザル実施要領

1 案件名称

神戸スタートアップエコシステム成長戦略構築支援業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

神戸市では、国内最大級のバイオ・メディカルクラスター「神戸医療産業都市」を活用したライフサイエンス分野のスタートアップ支援や「500 KOBE ACCELERATOR」等による IT 分野のスタートアップ支援、神戸市産業振興財団による起業支援等、全市を挙げて次々とイノベーションが生まれるスタートアップエコシステムの構築を目指している。

本業務は、神戸のスタートアップエコシステムが、スタートアップ及び投資家、民間企業等のステークホルダーに選ばれ、成長を続けるための戦略構築支援を目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 予算額（契約上限額）

金 4,500,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約日から令和 3 年 3 月 31 日(水)

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸スタートアップエコシステム成長戦略構築支援業務事業選定委員会（以下「選定委員会」という）において選定された提案者は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という）との間で委託契約を締結する。

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、提案者と機構、神戸市との協議により決定する。協議が整わない場合は、選定委員会の評価点において次点の評価を受けた提案者に変更する場合がある。なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、機構の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

4 応募資格

次の条件を満たす法人に限る。

- ア 申込み受付期間中に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- イ 機構における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ウ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- エ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が認めたものを除く。）でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく暴力団でないこと。また、同法に基づく暴力団員（以下、「暴力団員」）が役員として又は実質的に経営に関与している団体でないこと。個人又は個人事業者である場合にあつては、当該個人又は個人事業者が暴力団員でないこと。暴力団員を、相当の責任の地位ある者として使用し、又は代理人として選任し

ていないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図ったことがないこと。役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していないこと。

カ 代表者及び役員に破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

キ 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和2年12月4日(金)
(2) 企画提案書の提出期限	令和2年12月21日(月)正午
(3) ヒアリング (オンライン)	令和2年12月23日(水)
(4) 選定結果通知	令和2年12月下旬 (予定)
(5) 契約締結・事業開始	令和3年1月上旬 (予定)
(6) 事業完了	令和3年3月31日(水)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 提出物

ア 企画提案書 (様式は任意)

企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ①本業務に対する考え方, 実施方針
- ②提案のアピールポイント
- ③本業務の実施内容, 手法等
- ④本業務を実施することにより得られるメリット
- ⑤本業務にかかる実施体制・支援体制 (機構, 神戸市を含む本事業に関わる人員の役割を明確化し, 体制図を記載すること)
- ⑥類似業務実績
- ⑦スケジュール
- ⑧成果物イメージ

イ 会社概要

ウ 見積書 (内訳書を含む)

(2) 提出先

「5 スケジュール」に定める提出期限までに、下記提出先まで電子メールにて提出すること。

(3) 提出先

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 クラスター推進センター
〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目5番地2号 神戸キメックセンタービル7F
電話: 078-306-0719 E-mail: start-up@fbri.org

7 審査・選定に関する事項

(1) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的および業務内容の理解度
- イ スケジュール, 実施手順の妥当性
- ウ 提案内容の実現可能性
- エ 提案内容の優位性
- オ 類似業務実績の豊富さ
- カ 費用積算根拠の妥当性
- キ 事業費
- ク 神戸市内の事業所有無

(2) 選定方法

- ア 選定委員会は、応募者による企画提案に関する説明をヒアリングし、審査基準に沿って審査を行う。(ヒアリングの詳細については、別途通知する)
- イ 審査の結果、評価点が最も高い候補者を事業者として選定する。
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い候補者が複数いる場合は、提案内容の優位性の得点が高い方を選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、決定後速やかに、全ての参加者に通知する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成、提出、その他プロポーザルに参加する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとするが、発注者が事業者の選定、報道機関への資料提供等で必要と認める場合は、提出書類の複製、公表をできるものとする。
- エ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- オ 審査に関する問い合わせについては、一切受け付けない。

(2) 問い合わせ先

〒650-0047

神戸市中央区港島南町1丁目5番地2号 神戸キメックセンタービル7F

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 クラスタ推進センター

(電話番号 078-306-0719)

神戸スタートアップエコシステム成長戦略構築支援業務 仕様書

1 案件名称

神戸スタートアップエコシステム成長戦略構築支援業務委託

2 業務内容

神戸のスタートアップエコシステムが、スタートアップ及び投資家、民間企業等のステークホルダーに選ばれ、成長を続けるための戦略を構築するため、下記の業務を行う。

(1) 成長戦略立案

3～5年先を見据え、神戸がスタートアップにとって最適な創業・成長の場としてのステータスを確立するための戦略を立案する。

- ①神戸における創業・成長支援施策の視覚化
- ②国内外競合調査
- ③目指す姿のイメージ化
- ④目指す姿と現状のギャップ分析
- ⑤戦略の立案

①から④を踏まえた戦略を立案。戦略には下記項目を含む。

- ・成果目標
- ・神戸のスタートアップエコシステムの強み、差別化ポイント
- ・各支援施策の関係性、連携の検討
- ・新たに必要な支援施策の提案
- ・ステータス確立手段の提案（手段の実現は次年度以降に実施予定）
- ・エコシステムの財政的な自立方法の提案
- ・スケジュール
- ・体制（役割分担）

(2) 神戸でスタートアップが活躍する理由・ストーリー作成

スタートアップや支援者が活動の場を検討する際に神戸のエコシステムに魅力を感じ、共感し神戸を選ぶ理由、ストーリーを作成。

(3) 進捗報告

本業務の進捗状況及び課題等について、定期的に報告・協議を行うこと。

(4) 業務報告

本業務終了後、2週間以内に報告書を提出すること。

(5) その他

その他、本事業の目的に資する業務内容があれば提案し、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という）及び神戸市と協議の上、実施すること。

3 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、機構及び神戸市と綿密な打ち合わせを行うこと。
- (2) 本業務の実施に要する経費は、本業務の委託費を充てること。
- (3) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、機構は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (4) 本業務の責任者及び機構との窓口となる担当者を配置すること。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、神戸のポテンシャルを最大限に活かすこと。
- (6) 本業務の実施に伴い発生した一切の著作権は、原則として機構に帰属する。
- (7) 業務遂行にあたり、機構が必要と認める資料は、機構及び神戸市から提供する。
- (8) 仕様書に定めのない事項、または記載事項に疑義が生じたときは、機構と協議の上、決定するものとする。

神戸スタートアップエコシステム成長戦略構築支援業務 Q & A 集

【業務内容について】

Q 1. 神戸における創業・成長支援施策の視覚化とはどのようなことか？

A：神戸におけるスタートアップ関連施策の目的、内容、体制、役割分担を整理し、視覚化することを指します。

Q 2. 国内外競合調査とは具体的にどこを指すか？

A：国内外でスタートアップが活躍する都市やこれから積極的にスタートアップエコシステムの形成を目指す都市を想定しています。具体的な都市は、受託決定後に機構及び市と相談の上、決定します。

Q 3. スタータス確立手段について、次年度の計画は？

A：本事業にて立案する戦略に基づき内容、予算規模、スケジュール等を決定します。

Q 4. 神戸でスタートアップが活躍する理由・ストーリーとはどのようなものか？

A：スタートアップや投資家、事業会社等のステークホルダーが、活動の場を検討するにあたり、神戸のエコシステムに魅力を感じ、共感し神戸を選ぶ理由、ストーリーを文章や概念図として表すものを指します。

【選定基準について】

Q 5. 神戸市に拠点を有するとはどのようなものを想定しているか？

A：神戸市内で事業活動が営まれていることが客観的に判断される事業所を有していることを想定しています。非常駐の事務所や営業所は該当しません。